

○玉名市個人情報保護条例

平成17年10月3日
条例第13号

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 個人情報の取扱い(第6条—第12条)
- 第3章 自己情報の開示等(第13条—第27条)
- 第4章 救済措置(第28条—第33条)
- 第5章 補則(第34条—第40条)
- 第6章 罰則(第41条—第45条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、本市の実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を請求する権利を保障することにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長(公営企業管理者の権限を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。ただし、事業を営む個人に関する情報及び法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報に含まれている当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- (3) 事業者 法人等及び事業を営む個人をいう。
- (4) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているもの
 - イ 本市の図書館、博物館等において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に管理しているもの

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関する必要な施策を講じなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本市が実施する個人情報の保護に関する施策に協力するとともに、個人の権利利益を害することのないようその適正な取扱いに努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、本市が実施する個人情報の保護に関する施策に協力するとともに、自己の個人情報を適切に管理し、かつ、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の対象者の範囲
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 個人情報の収集方法
- (8) その他規則で定める事項

- 2 市長は、前項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 前2項の規定は、本市の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務については、適用しない。
(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急やむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、精神上の障害により事理を識別する能力を欠く常況にある等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務において、本人から収集したのでは当該事務の目的を達することができないと認められるとき又は当該事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。
- (7) 国、県及び他の地方公共団体(以下「国等」という。)から収集することが事務の執行上やむを得ず、かつ、当該収集をすることによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、玉名市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いた上で、本人から収集することとしたのでは実施機関の個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生ずるおそれ又は実施機関の個人情報取扱事務の円滑な実施が困難となるおそれがあると実施機関が認めるとき。

- 3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は審査会の意見を聴いた上で、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要で欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することができる。ただし、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により個人情報が公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急やむを得ないと認められるとき。
- (5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。
- (6) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。
- (7) 実施機関が当該実施機関の所管する個人情報取扱事務に必要な限度で個人情報を内部で利用する場合において、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められるとき。
- (8) 国等に提供する場合において、個人情報の提供を受けるものが、その所管する事務に必要な限度で個人情報を使用し、かつ、当該個人情報を使用することについて相当の理由があると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要性その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

(平20条例5・一部改正)

(提供先に対する措置要求)

第9条 実施機関は、個人情報の外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(電子計算機処理の制限)

第10条 実施機関は、事務の執行上必要かつ適切と認められ、提供先において安全確保の措置が講じられている場合を除き、実施機関以外のものとの通信回線での電子計算機の結合による個人情報の外部提供(実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが隨時入手し得る状態

にするものに限る。)を行ってはならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により外部提供を行う場合は、あらかじめ審査会の意見を聞くものとする。

(適正管理)

第11条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

3 実施機関は、個人情報取扱事務の目的に照らし、保有する必要がなくなった個人情報を含む公文書を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的、文化的又は学術的資料として管理する必要があるものについては、この限りでない。

(外部委託等に関する措置)

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託しようとするとき、又は公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)の管理を指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせようとするときは、その契約又は協定において、委託を受けたもの又は指定管理者(以下「個人情報取扱事務受託者等」という。)が講すべき安全確保の措置を明らかにしなければならない。

- 2 個人情報取扱事務受託者等は、前項の契約又は協定に基づき安全確保の措置を講じなければならない。

3 個人情報取扱事務受託者等が行う実施機関の個人情報取扱事務又は公の施設の管理の事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(平20条例5・一部改正)

第3章 自己情報の開示等

(開示の請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己に関する個人情報(本市の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務に係るものを除く。以下「自己情報」という。)の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(以下「法定代理人」という。)は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求の方法)

第14条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自分が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書の記載事項に不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に記録されている個人情報が次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の定めにより、本人に開示することができないとされている情報

(2) 開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの

(3) 事業者に関する情報を含む情報であって、開示することにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの

(4) 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査、行政上の義務違反の取締りその他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

(5) 個人の評価、指導、診断、判定、選考、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務又は将来の同種の事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(6) 本市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、本当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を

及ぼすおそれがあると認められるもの

- (7) 本市又は国等が行う監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理その他事務又は事業に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障が生ずるおそれがあると認められるもの
(8) 未成年者の法定代理人による開示請求に係る情報であって、開示することにより、当該未成年者の利益に反すると認められるもの
(平21条例5・一部改正)

(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に、不開示情報とそれ以外の情報とが含まれている場合において、不開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、開示の趣旨が損なわれることがない程度に分離できるときは、当該不開示情報に係る部分を除いて、個人情報を開示しなければならない。

(個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求者に対し、当該開示請求に係る個人情報の存否を答えるだけで、不開示情報を開示することと同様となるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報を開示しない旨の決定(当該開示請求に係る個人情報が存在しない場合及び前条に規定する開示請求を拒否する場合を含む。以下同じ。)をしたときは、開示請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第19条 前条の規定による決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、開示請求者に対し、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求書が提出された日の翌日から起算して45日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第20条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に本市及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意見を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定日と開示を実施する日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後速やかに、当該第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の方法)

第21条 個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

2 個人情報の開示の方法は、規則で定める。

3 実施機関は、個人情報の開示をすることにより当該個人情報が記録されている公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認められるときその他当該個人情報が記録されている公文書の原本を開示しないことにつき相当の理由があるときは、その写しにより開示することができる。

4 第14条第2項の規定は、開示決定に基づき個人情報の開示を受ける者について準用する。
(簡易開示)

第22条 実施機関が開示することについて明らかに支障がないものとしてあらかじめ定めた個人情報については、第14条第1項の規定にかかわらず、口頭その他の方法により開示請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭その他の方法による開示請求があったときは、第18条及び第19条第1項の規定にかかわらず、開示決定等をしないで、直ちに個人情報を開示するものとする。この場合において、当該個人情報の開示は、実施機関が別に定める方法により行うものとする。

3 第14条第2項の規定は、前2項の規定により開示請求を行う者及び開示を受ける者について準用する。

(訂正の請求)

第23条 開示を受けた自己情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

2 実施機関は、訂正請求があったときは、訂正につき法令等に特別の定めがあるとき、実施機

関に訂正の権限がないときその他訂正しないことにつき正当な理由があるときは除き、当該個人情報を訂正しなければならない。

- 3 第13条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の方法)

第24条 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「訂正請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正請求の箇所及び訂正の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

- 3 第14条第2項の規定は、訂正請求をしようとする者について準用する。

(訂正請求に対する措置)

第25条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部を訂正する旨の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第26条 前条の規定による決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、訂正請求者に対し、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を訂正請求書が提出された日の翌日から起算して60日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(費用負担)

第27条 この条例の規定に基づく請求に係る手数料は、無料とする。

- 2 開示請求に基づき、個人情報が記録されている公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に必要な費用を負担しなければならない。

第4章 救済措置

(不服申立て)

第28条 実施機関は、開示決定等又は訂正決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当するときは除き、速やかに審査会に当該不服申立てに対する決定又は裁決についての諮問をしなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり却下するとき。

- (2) 不服申立てに係る開示しない旨の決定又は訂正しない旨の決定を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示又は訂正をするとき。ただし、当該開示決定等又は訂正決定等について、第三者から反対意見書が提出されているときを除く。

- 2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立て人及び参加人

- (2) 開示請求者又は訂正請求者(開示請求者又は訂正請求者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。)

- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等又は訂正決定等について、反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。)

- 3 第20条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときについて準用する。

- (1) 開示決定又は訂正決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却するとき。
- (2) 不服申立てに係る開示決定又は訂正決定をするとき(当該開示決定について、第三者から反対意見書が提出されているときに限る。)。

(審査会)

第29条 前条第1項の規定による諮問に応じ、不服申立てについて調査審議するため、審査会を置く。

- 2 審査会は、前項に定めるもののほか個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議することができる。

- 3 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 4 委員は、公正さ及び中立性が確保され、かつ、個人情報保護制度に関し識見を有する者たちから市長が委嘱する。

- 5 審査会の委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 7 審査会の会議は、公開しない。ただし、審査会が必要があると認めるときは、この限りでない。
- 8 不服申立てに係る審査会の内容は、公表する。
- 9 前各項及び次条から第32条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(平20条例5・一部改正)

(審査会の調査権限)

- 第30条 審査会は、必要があると認めるときは、諮詢した実施機関に対し、開示決定等又は訂正決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。
- 2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
 - 3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示決定等又は訂正決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を分類し、又は整理した資料を作成し、提出するよう求めることができる。
 - 4 第1項及び前項に定めるもののほか審査会は、不服申立人、参加人又は実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、参考人に陳述を求め、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

- 第31条 不服申立人等は、審査会に対し、口頭で意見を述べる機会を付与するよう求めるができる。この場合において、審査会は、その必要がないと認めるときは、当該機会を付与しないことができる。
- 2 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。
(提出資料の閲覧)

- 第32条 不服申立人等は、審査会に対し、第30条第4項又は前条第2項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、閲覧を求めた当該不服申立人等以外の者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

(是正の申出)

- 第33条 何人も、自己に関する個人情報を実施機関が第7条又は第8条の規定に違反して取り扱っていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の取扱いのは正の申出(以下「是正の申出」という。)をすることができる。

- 2 是正の申出をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した申出書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 是正の申出に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 是正を求める個人情報の取扱い及び是正の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 3 第13条第2項及び第14条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

- 4 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該是正の申出に正当な理由があると認めるときは、必要な措置を講じなければならない。

- 5 実施機関は、是正の申出をした者に対し、速やかに書面により講じた措置の内容(申出の趣旨に沿った措置を行わない場合にあっては、その理由を含む。)を通知しなければならない。

第5章 補則

(苦情の処理)

- 第34条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めなければならない。

(苦情相談の処理)

- 第35条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めるものとする。

(出資法人の措置)

- 第36条 本市が出資している法人であって規則で定めるものは、本市に準じて個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等との協力)

- 第37条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国等に協力を要請し、又は国等の協力の要請に応じるものとする。

(他制度との調整等)

- 第38条 法令等(玉名市情報公開条例(平成17年条例第12号)を除く。)に自己に関する個人情報の開示又は訂正その他これらに類する手続が規定されているときは、その定めるところによる。

- 2 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報並びに事業所母集団データベースに含まれる個人情報

(2) 図書館、博物館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として保有されている情報
(平21条例5・一部改正)

(運用状況の公表)

第39条 市長は、毎年度1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第40条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(平20条例5・追加)

第41条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第12条第3項の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成した公文書をいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(平20条例5・追加)

第42条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平20条例5・追加)

第43条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平20条例5・追加)

第44条 第29条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平20条例5・追加)

第45条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(平20条例5・追加)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月3日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の玉名市個人情報保護条例(平成15年玉名市条例第1号)、岱明町個人情報保護条例(平成17年岱明町条例第3号)、横島町個人情報保護条例(平成17年横島町条例第3号)又は天水町個人情報保護条例(平成17年天水町条例第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際、現に行われている個人情報の保管等に係る業務については、この条例の相当規定により行った個人情報の保管等とみなす。

(委員の任期の特例)

4 第29条第5項の規定にかかわらず、平成20年1月18日から始まる委員の任期は、2年に達した日以後における最初の3月31日までとする。

(平20条例5・追加)

附 則(平成17年12月27日条例第195号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月28日条例第5号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第12条及び第12条の2の改正規定並びに本則に1章を加える改正規定は、平成20年7月1日から施行する。

2 この条例による改正後の玉名市個人情報保護条例附則第4項の規定は、平成20年1月18日から適用する。

附 則(平成21年3月30日条例第5号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。